

通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準の一部を改正する件の概要

1. 制定の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号。以下「令」という。）第 18 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、アプリケーションで処理する「事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施できるもの」であると認められた民間事業者については、個人番号カードの IC チップの空き領域にアプリケーションを搭載することができることとなった。

本改正告示案は、主にセキュリティ確保の観点から、「事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施できるもの」の基準を具体的に定めるものである。主たる規定内容については、以下のとおり。

2. 民間事業者の安全管理の基準の概要

(1) 役員等の基準

アプリ搭載等を行う民間事業者の役員及びアプリ搭載等の業務統括者については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の法令の規定の遵守を求めることとする。

(2) 条例等利用アプリケーション等の基準

① 条例等利用アプリケーション（以下「アプリ」という。）の基準

セキュリティ確保の観点から、民間事業者による完全独自のアプリ開発は認めないこととしている。

アプリについては以下の 2 通りの形式から任意で選択していただくこととなる。

・ 機構から提供を受ける機構の所有に係るアプリケーション

→ 地方公共団体情報システム機構が予め汎用的な標準仕様を規定し提供するカードアプリケーションを使用する。現在機構では 3 種類のアプリを提供中。

・ 民間事業者からデータの提供を受け機構が作成したアプリケーション

→ マイナンバーカード製造業者が作成したアプリのアダプタを用いて、民間事業者から受け取ったデータを元に、機構がアプリを作成する。

② 条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムの基準

アプリの搭載等を行うシステムについては、セキュリティ確保の観点から、機構

がクラウド環境にて提供するものを使用することを規定。(PPTの参考資料参照)

③ 条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムと端末機の通信等の基準

- 機構が提供するアプリの搭載等を行うシステム（以下「搭載等システム」という。）と民間事業者が設置するアプリ搭載用の端末機（以下「搭載用端末機」という。）の間の通信については、アプリ搭載のために必要な通信のみとする通信制御を行うこと。
- さらに、搭載等システムと搭載用端末機をつなぐ電気通信回線は、原則専用の回線とし、専用の回線が設けられない場合には、データの盗取防止のための対策を講じること。
- また、搭載等システムと搭載用端末機間の通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。

④ 端末機の基準

- 搭載用端末機は、アプリ搭載等の専用端末とすること。
- 搭載用端末機にコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されないよう、下記の措置をとること。
 - ・ 予め防止する措置・・・OS等を最新の状態にすること、ウイルス対策ソフトの導入を行うことなど
 - ・ 監視する措置・・・ウイルス対策ソフトに機能あり
 - ・ 駆除する措置・・・ウイルス対策ソフトに機能あり
- 搭載用端末機が盗取又は不正に操作されないように、適切な場所に固定等を行って設置すること。
- 搭載用端末機の管理者の任命、端末操作権限者の名簿等による管理を行うこと。
- 搭載用端末機の操作者について、正当なアクセス権限を有していることについて、生体認証を用いて確認すること。生体認証による確認が困難である者（障害を有しているものなど）については、ID・パス等でのログインを認めること。
- 操作者のログを記録すること。

⑤ アプリ搭載等に係る業務の手順、指揮命令系統等について、適切に規定した業務規程を整備すること。

2. 公布日等

パブコメ期間：平成28年5月23日（月）～6月22日（水）

公布日：平成28年6月末以降（予定）

施行日：公布の日

新	旧
<p>第10 <u>民間事業者の安全管理の基準</u></p> <p><u>令第18条第2項第4号に規定する当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>1 役員等の基準</u></p> <p><u>民間事業者の役員若しくは条例等利用アプリケーションの搭載等の業務を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者がいないこと。</u></p> <p><u>2 条例等利用アプリケーション等の基準</u></p> <p><u>(1) 条例等利用アプリケーションの基準</u></p> <p><u>条例等利用アプリケーションは、次のいずれかとすること。</u></p> <p><u>ア 機構から提供を受ける機構の所有に係るアプリケーション</u></p> <p><u>イ 民間事業者からデータの提供を受け機構が作成したアプリケーション</u></p>	<p>(新設)</p>

(2) 条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムの基準

条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムは、機構（機構から委託を受けた者を含む。）が整備するものを利用すること。

(3) 条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムと端末機の通信等の基準

ア (2)のシステムと民間事業者に設置する条例等利用アプリケーションの搭載等に係る端末機（以下「端末機」という。）は、条例等利用アプリケーションの搭載等に必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。

イ (2)のシステムと端末機を接続する電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

ウ (2)のシステムと端末機の間通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。

(4) 端末機の基準

ア 端末機は、条例等利用アプリケーションの搭載等専用とすること。

イ 端末機にコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されないよう予め防止する措置及び混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。

ウ 端末機が盗取又は不正に操作されないよう、適切な場所に設置するとともに、端末機の固定等、必要な措置を講ずること。

エ 端末機の管理者を任命し、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にすること。

オ 端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報により確認すること。また、当該情報を適切に管理し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講じること。

カ オの確認が、やむを得ない事情により著しく困難であると認められる操作者については、端末機の管理を行う責任者の承認を受け、識別符号及び暗証符号により確認すること。この場合においては、当該識別符号及び当該暗証符号の管理方法を定め、操作者は当該管理方法を遵守すること。

キ 端末機を操作した履歴を記録すること。

3 業務等の基準

(1) 規程等の整備

条例等利用アプリケーションの搭載等の業務（以下「業務」という。）について次の事項を規程等により明確かつ適切に定め、かつ、当該規程等に基づき業務を適切に実施すること。

ア 業務の手順

イ 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統

ウ 業務の一部を他に委託をする場合においては、受託者の名称、住所及び代表者の氏名、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するた

めの方法

エ 業務の監査に関する事項

オ 業務に係る記述に関し十分な知識及び経験を有する者の配置

カ 業務の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用の禁止並びに業務に係る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置

キ 危機管理に関する事項

ク 業務に係る教育訓練に関する事項

(2) 業務の委託

業務について委託を行う場合は、委託先事業者の社会的信用と能力を確認すること。また、委託先事業者に対し、同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと

(3) 総務大臣に対する報告

業務に係る次の事項について、年1回、総務大臣に報告すること。

ア 業務の監査の結果

イ 条例等利用アプリケーションの搭載等の件数